来八十余年の間幾多の忠霊を合祀奉斉し今日に至っております。
今次大戦により戦没された人々は、全国で弐百余万に及び、その御遺族も全国に亘り八百万の多きを算えるのであります。
沖縄出身戦没者合祀予定者も、五六、九九七名の多きに亘り、現在まで合祀済が二六、八六一柱（自昭二〇、四月　至昭三三、四月）であります。
なお沖縄戦において住民が戦斗協力により死没された者が約三万三千名で昭和三十四年の靖国神社御創立九〇周年祭までには全員合祀を奉斉する予定になっている。
靖国神社は御遺族と最も深い関係がありまして、昭和二九年四月春季例大祭に沖縄遺族会主催により戦後はじめて二十一名が御参拝したことに初まり、仝年の秋季例大祭からは、琉球政府予算から参拝旅費として、一人あて七千円を補助し、その人員は六四名、全六四ケ町村より一人あて計上、三二名を春秋二回に分け外に自費参拝者二十数名を加へ、五十名乃至六十名を一団とし期日は二十日間で政府職員一名、沖縄遺族会一名が世話役として引卒実施しているが其の希望数も毎年多くなる実情であるので政府としても予算の範囲で今后も継続する意向である。

※　終戦後の合祀数と参拝団の数は下記のとおりである。

参拝年月日	政府補助			自費	総計
	遺族	遺児	小計		
昭29. 4	21	0	21	0	21
昭29.10	21	12	33	0	33
昭30. 4	24	11	35	14	49
昭30.10	28	12	40	16	56
昭31. 4	22	12	34	13	47
昭31.10	18	12	30	18	48
昭32. 4	22	11	33	23	56
昭32.10	21	10	31	16	47
昭33. 4	26	7	33	28	61
小計	203	87	290	128	418

備考　遺族、祖父母、父母、妻、兄弟姉妹、遺児、中高校生を主としている。

靖国神社合祀調【沖縄】

合祀年	陸軍	海軍	計
昭20. 4	155	31	186
昭21. 4	0	30	30
昭22. 4	0	32	32
昭23. 5	0	40	40
昭25.10	0	1,222	1,222
昭26.10	0	97	97
昭27.10	0	63	63
昭28.10	0	12	12
昭29.10	747	500	1,247
昭30. 4	3,546	3	3,549
昭30.10	2,715	103	2,818
昭31. 4	2,596	0	2,596
昭31.10	370	3	373
昭32. 4	2,878	782	3,660
昭32.10	4,607	558	5,165
昭33. 4	4,914	857	5,771
計	22,528	4,333	26,871

援護諸團体の概要

財団法人沖縄遺族連合会

一、設立年月日　一九五二年二月十日
一、所　在　地　沖縄那覇市旭町ニ〇番地
一、事務所建坪数　二十五坪
一、附属建物坪数　七十五坪
一、役員及職員

役職員	氏　名	備　考
会　長	山城　篤男	
副会長	屋良　朝苗	
事務局長	金城　和信	
主　事	友寄　英豪	大会、慰霊祭、身ノ上相談、人事
	照屋　盛徳	遺族啓蒙請求事務指導、実態調査、靖国参拝引卒
	座喜味和則	遺族啓蒙請求事務指導、実態調査会計、靖国神社参拝引卒
	松本　完可	庶務会計諸帳簿の査閲、公文書類整理
書　記	安里　敏子	庶務
教　師	宮城　初枝	和文タィプ指導
	宜寿次和子	洋裁指導
運転手	玉城　真篤	普通自動車運転

事業概況
一、遺族大会並に遺児・未亡人表彰激励会開催
一、遺族慰問見舞実態調査及身ノ上相談
一、慰霊祭並に改修清掃
一、遺族靖国神社参拝引卒
一、市町村遺族会の強化育成及会員の団結を図る
一、機関紙（沖縄遺族の友）編集発行
一、職業補導所の運営と婦人部活動の育成指導
一、遺族処遇問題並に事務促進
一、公務扶助料遺族年金の増額と年令制限撤廃等の運動

財団法人沖縄傷夷軍人会

一、設立年月日　一九五四年一月三十一日
一、所　在　地　那覇市字安里神無良川一四六番地
一、事務所建坪数及び附属建物　建坪　一二八、六五二坪
一、役員及び職員名

会　長	神谷　正二	庶務事業の総括
副会長	赤嶺　慎英	
常務理事	新川　栄吉	相談業務補導業務の総括
理　事	喜久山朝重	
	高宮城弘陽	
	上原　亀範	
	大城　亀盛	
	当　問　明	
	喜瀬　得和	
	漢那　栄一	

	知　花　昇	
	亀谷　長行	八重山連合支部長
	仲地　仁正	援護課長
	外問　広栄	福祉課長
	下地　幸春	宮古連合支部長
監　　事	新単　勇助	
〃	浜元　朝喜	
〃	大城亀千代	
参　　事	与那城松三	庶務福祉事業
	糸数亀千代	会　計
	翁長　明徳	相　談
	平田　三郎	〃
	花城　善佳	八重山支所
	比嘉　松男	福祉事業
	仲里　英昌	相　談
	伊良波静子	タィプ
	大城　米子	国頭支所
	大村　広子	受付係
	城問　清助	相談係
	川満　正行	宮古支所補導所職員
所　　長	新川　栄吉	
主　　事	所谷　敏雄	
傭　　人	金城　直子	
洋服科補導員	仲本英彦	
洋裁科　〃	阿波連千代	
製靴修理科〃	勝連　盛徳	
時計科　〃	古波蔵正俊	
嘱　　託		
英語科	糸数　正雄	
医学判定員	大野　英男	
心理　〃	喜舎場信方	
炊事婦	阿波連園子、稲福ナヘ	

一九五八年度事業計画書

一、大会の開催
一、国会工作班の派遣
一、相談所並に支所の強化
一、会員の慰問並に修養慰安激励会の開催
一、下部組織の指導育成
一、身体障害者の実態調査
一、精神指導の実施
一、巡回診療の実施
一、更生援護事業

社団法人　琉球戦友協会

一、設立年月日　一九五四年十一月三日
沖縄旧軍人軍属恩給促進協会
一九五六年　十月　十日　琉球戦友協会

一九五七年十二月十四日　社団法人琉球戦友協会

一、所在地　那覇市久茂地町一ノ四六

一、事務所建坪　　七坪

役職員名

会　　長	宮城　嗣吉	
副 会 長	大城　好壮	
〃	比嘉　恵信	
理 事 長	新田　保栄	
副理事長	城間　盛雄	
常務理事	石垣　里申	
理　　事	仲田彦栄、新村長佳、亀川正東、高良鉄夫、真喜志駿、登川正太郎、照屋盛通、平良玄昌、玉寄兼尚、稲福健栄、中村三男、万田繁雄	
理　　事	具志堅興栄　赤嶺仁宏、小渡三朗、稲峯盛孝、大宜味朝徳、前森正一西銘登、伊東信行、崎浜秀実、瑞慶覧長仁、知念朝功、、池間昌市、山城得清	
監　　事	兼本盛良、真栄城朝潤、大城善一	
職　　員	今井要、照屋博子	

事　業　計　画　書

一、恩給受給権者の請求手続促進

二、未支給給与並に復員事務の請求手続促進

三、機関紙「郷友」の発刊

四、戦没者の援護事務の指導促進に協力

五、遺骨収集の実施

六、慰霊祭の執行

七、大会の開催

八、非常災害時の対策と協力

九、支部会結成の促進

十、旧護国神社の再建

十一、恩給増額

沖縄戦々没学徒援護会

一、設立年月日　　一九五四年十月三十日

一、所　在　地　　那覇市旭町二〇番地

一、事　務　所　　沖縄遺族連合会内

一、役員及職員

会　　長	山城　篤男	
副 会 長	仲宗根政善	
々	仲里　朝章	
事務局長	金城　和信	
嘱　　託	友寄　英豪	大会、慰霊祭、庶務会計、人事
	照屋　盛徳	援護事務指導及び実態調査
	座喜味和則	同　　右
	松本　完可	大会、慰霊祭
書　　記	金城　光子	庶　　務

事　業　概　況

一、遺族大会並に慰安激励会開催

一、復員処理の促進、遺族年金及公務扶助料の事務促進

一、遺族慰問見舞及身の上相談

一、慰霊祭執行

靖国神社奉賛会沖縄地方本部

本部長　安里積千代

一、設立年月日　一九五七年十月十六日
一、所在地　那覇市久茂地一ノ四六
一、事務所建坪　七坪
一、役員及び職員

職名	氏名	現職
本部長	安里積千代	立法院議長
副本部長		市町村長会長
〃	安次富信雄	市町村議長会長
〃	山城　篤男	遺族連合会長
理事	大城　亀助	名護町長
〃	知花　高直	国頭村
	比嘉　秀盛	北中城村長
〃	喜屋武盛輝	中城村長
	新田　保栄	戦友協会理事長
〃	中村　三男	名護町戦友協会理事
	金城　和信	遺族連合会事務局長
〃	神谷　正二	傷痍軍人会長
	屋良　朝苗	教職員会長
〃	仲村　英春	市長村長会事務局長
	富原　守保	商工会議所会頭
〃	高良　一	那覇市議金議長
〃	仲原　英通	那覇市役所総務部長
専務理事	仲田　彦栄	兼事務局長
監事	浦崎　康裕	宜野座村長
〃	渡慶次賀善	北谷村長
〃	嶺井　定之	大里村長
職員	島袋　光晴	
〃	大城ヨシ子	
〃	山城　和子	

事務概況

一、靖国神社の再建（復元）
二、大祭の施行
三、未合祀者の合祀
四、靖国神社の維持経営に協力
五、遺族の扶導援助

五、沖縄に於ける援護事務の機構
（一九五八、四、三〇）現在
（イ）社会局援護課の機構

社会局援護課
- 調査係
- 給与孫
- 恩給係
- 援護孫
- 庶務係

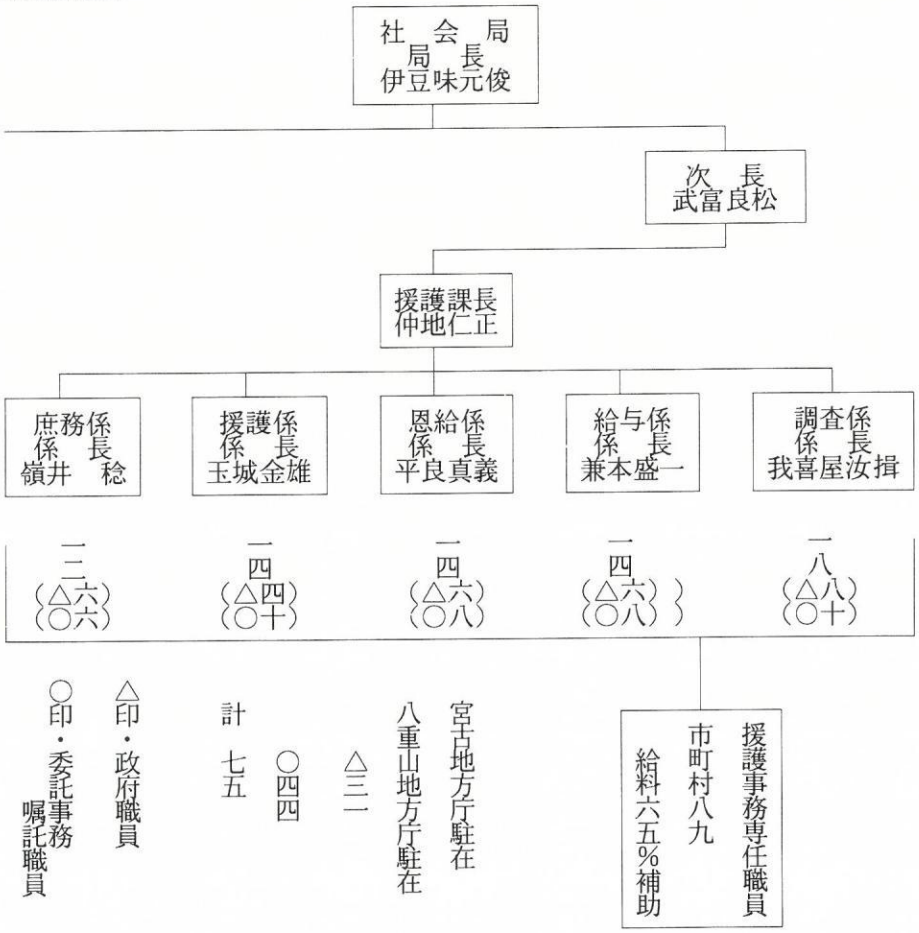
（ロ）市町村補助職員設置数調

那覇市（真和志、小禄、首里）　九人

本部町、美里村、与那城村、具志川村、コザ市、
読谷村、北谷村、中城村、浦添村、豊見城村、　二人
三和村、大里村、南風原村

国頭村、大宜味村、東村、羽地村、屋我地村、今帰仁村、
上本部村、屋部村、名護町、恩納村、久志村、宜野座村
金武村、石川市、嘉手納村、北中城村、宜野湾村、西原村、
糸満町、兼城村、東風平村，高嶺村、具志頭村、玉城村、
知念村、佐敷村、与那原町、仲里村、具志川村、
渡嘉敷村、座間味村、粟国村、伊平屋村，伊是名村，
平良市、城辺町、上野村、伊良部村、多良間村、石垣市、
大浜町、竹富町、与那国町　一人
宮古地庁庁　一人
八重山地方庁　一人

援護課機構図



援護業務の隘路を克服して

調査係長　我喜屋　汝　揖

昭和二十八年（一九五三年）四月援護法が沖縄在住者にも適用され、事務が開始されてから早くも満五年になった。そして年金、恩給その他の援護金が、二十二億余円（B円）にのぼる多額の金が受給者に支給されている。受給者は勿論沖縄経済に大きな貢献をしていることは，御承知のとおりであるが、この五ケ年間を回顧して、援護の歩みを一般にお伝えすることも又何かの役に立つと思われるので、その一端を記述して見ましよう。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令によって、昭和二十一年二月一日勅令第六十八号が公布され、伝統を誇った軍人恩給が停止となり、敗戦の惨めさを国民はつくづく歎いたのも、まだ記憶に残っていることと思います。

然しながら昭和二十六年九月八日講和条約の締結により、占領下より独立国として再出発した日本は戦争処理の第一歩として、戦傷軍人軍属及び戦没者遺族を早急に援護すべきであるとの与論が高まり、軍人恩給復活の前提として、昭和二十七年四月一日「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が施行されたのであります。

この法律の施行によって、立法院においても該事務を所管する機関の設置について，関係者に諮問したのでありますが、行政分離の今日、この法律の適用についても、疑問視され、時期尚早とのことで実現ができなかった。

然しながら日本政府においては、特殊地域とはいえ、同じ同胞であり、等しく国の恩恵に浴せしめなければならないと、諸準備を進め昭和二十七年六月総理府南方連絡事務局が設置され、この出先機関として、那覇日本政府南方連絡事務所が開設されたのであります。初代所長今城登氏は文書及び外交折衝で、援護恩給等の請求事務及び支払い事務を沖縄に実施することを、米国民政府と長期に旦って折衝し、異存ない旨の書翰に接したので、事務面の諸手続について琉球政府と取り決めをなし、昭和二十八年（一九五三年）四月一日から事務開始の運びとなったのであります。琉球政府において昭和二十八年四月一日この事務を処理するために、社会局に援護課を新設して事務を担当し初代課長に国場瑞星氏が任命され支払事務は、郵務課が各最寄郵便局窓口でなすことに、機構が整備されたのであります。

発足当時の援護課の陣容は、定員十五名（文官恩給を含む）であるが、事務内容が一般に周知されないため、一時約業務と軽視されてか、転勤希望者が少く、十二名までは補充したが、その後の補充に相当に日時を要した。

沖縄に援護法を適用するに当り、厚生省では、昭和二十七年以前に死亡処理された、一万九千余名の援護金請求を先にしてから、復員処理も併せて進めるという論と、復員処理を完了してから援護金請求事務を開始するという二論があったようだが結局前論に決定したのであります。

援護課においては、請求要綱と記載例を示して市町村援護主任を指導し、諸用紙一切を配布し、準備の万全を期した積りであったが、請求書の添付資料である戸籍謄抄本の件で問題となった。即ち当時の戸籍は終戦後配給食糧受給を目的とする沖縄群島政府総務部長通牒によって作成された。横書の臨時戸籍で、請求書審査の最も欠く事の出来ない戦没者が登載されていないし、記事欄等も全然記載されてないため臨時戸籍で認めるとなっていても事実においては、審査は不可能ということになったのであります。

年金、恩給等に添付する戸籍謄抄本は、市町村長が責任をもって発行する旧戸籍の様式を認めて貰うよう法務局と折衝したが認められず、そうかと云って戸籍整備法が公布されて認定を受けた戸籍でやる場合は尚ほ五年以上を待たなければならない。然し何億円の現金は既に受取人を待っているし、生活に困っている傷病者や数万の遺族の立場を考えた時、戸籍整備まで請求を控えることは忍び得ないという課の方針を決定し、渡嘉敷村及び久米島具志川村から戦災を免れた、戦前の戸籍記載実例集を借りうけ、これをガリ板で謄写して、添付戸籍の参考資料として、各市町村に配布する一方昭和十九年以前の六法全書を中央引揚世話のため舞鶴に出張中の玉城主事に命じて京都の全書店を捜せしめ、昭和二十七年版を入手することができた。これ等の資料によって職員は援護法を研究する側ら、旧戸籍法、相続法、新民法等の研究をなし、市町村援護主任の指導に当ったのであります。

昭和二十八年六月末から各市町村とも十件以内の請求書を纏めて審査を初めたのでありますが、殆どが戸籍不備のために返戻となる状況で、課には毎日十名以上の市町村援護主仕が審査の順番を午后八時までも待つという実状で、当時の職員の張切り方は、相当なもので、超勤手当制度もない当時に一致協力して事務に精励し、数々の迂余曲折の事例に遭遇して来たのであります。

昭和二十八年七月三日第一次進達として、豊見城村、東風平村の九件を進達したが、裁定までの不安は、並々ならないものでありました。

昭和二十八年（一九五三年）九月二日、第二回全琉球戦
援護局次長、田辺繁雄氏が、遺族年金証書、弔慰金裁定通知書、及び障害年金証書を持参され、追悼式終了後、主席室において、田辺次長から今城南連所長に、今城所長から故比嘉主席に交付され、その席上から赤嶺豊見城村長及び照屋南風原村長に夫々伝達された。

伝達式の末席に列した事務担当者の感激に満ちた誇りは、筆舌に尽せない喜びであり、琉歌の「ちぶり居る花ぬ露ちやたぐと」にたとえられるものではなかったでしようか、これを蹶起として職員は事務に自信を持ち、事務の推進に努めたのでありますが、当時の南連事務所の斉藤事務官が我々の提出した旧戸籍を黙認して、進達し裁定の運びに至ったことは、今から考える時随分思い切った事をしたものだと感謝に堪えないのであります。
昭和二十九年からは、恩給法、未帰還留守家族等援護法並びに復員事業等の事務が次々と適用され、今日に至ったのであります。

援護関係の事務も既に軌道に乗り課の陣容も定員三十一名、嘱託四十四名、計七十五名の政府一の大世帯に発展し、事務も峠を越し、援護事務開始の往時を回顧するとき感慨無量で、数々の茨の道を開拓し、その間には、一部不心得な職員による遺骨処理汚職事件が明るみに出され、一躍援護課の存在も広く宣伝されたことも、まだ耳新らしい問題であります。

課創設以来、国場課長、亀袋課長、来間課長、仲地課長と四代目になったのでありますが、残された四〇％余の未処理の促進については、一層能率を増進して、全遺族を国の恩恵に浴せしめなければならないと決意を新らたにするものであり又複雑多岐を頼める援護誇業務の内容が広く一般に理解して貰える事を念頭して止まないものであります。

沖縄地域における一般戦争犠牲者を援護せよ
（援　護　措　置　の　一　考　察）

糸満町一家族　玉城次郎

世界第二次戦争における日本が沖縄を断末魔の喚き場として永久に歴史の一頁を汚した事は当時の一億玉砕いわゆる肉を切らし骨を斬る戦略的見地からまた止むを得なかったとはいえ、山容改まったこの古里を眺めるとき新たなる涙が今日も亦湧き出づる。最愛なるわが肉親を失い、何時迄降りしきるかわからない弾の雨から泣き喚く子を背なに危餓の中から、辛うじて生きのびた私達はある者は生涯の不具の身となり、ある者は全身醜にくい火傷を受けながらも無から有を生むために、ここ迄苦難の道を歩み続けてきたのだ、たとえ肉親の骨は拾われ祭られても、野や山に染みた赤い血潮は、未来永劫拭い去る事はできまい。

我々に残された道は只一つ、再びこのような惨禍が起らないよう人類恒久の平和を確立することだ。そして傷ついた同胞を援け祖国再建の礎となった万霊の冥福を祈りたい。ここにひるがえってこれらの援護措置をみるに、昭和二十七年日本がサンフランシスコ講和条約により国際的にその地位を再確保した事に初まり昭和二十七年戦傷病者並びに遺家族の援護措置（法律一二七号）が講ぜられ、続いて翌二十八年旧軍人等に対する恩給の復活（法律一五五号）、未帰還者留守家族等の援護（法律一六一号）等の援護措置が講ぜられてきている。たとえ行政は分離してもこれらの諸立法を沖縄にも適用させた事については日本政府並びに祖国九千万同胞に万腔の感謝を捧げる者の一人であり、更に、これらの援護諸法令が、社会経済水準の上昇と国家財政の伸長とに相俟って幾度か拡大改正され処遇の改善を図ってきたことは、まだその処遇に不均衡はあるにしても、誠に御同慶に堪えな